

## 議案第75号

### 朝霞市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(朝霞市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 朝霞市手数料徴収条例(平成12年朝霞市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の24の4の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項の1の(ア)中「13,000円」の次に「、建築を伴わない場合は1件につき13,000円」を加え、同項の1の(イ)中「25,000円」の次に「、建築を伴わない場合は1件につき25,000円」を加え、同項の2の(ア)中「85,000円」の次に「、建築を伴わない場合は1件につき85,000円」を加え、同項の2の(イ)中「194,000円」の次に「、建築を伴わない場合は1件につき194,000円」を加え、同表の24の5の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同表の24の6の項から24の8の項までの規定中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同表の24の9の項中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に改める。

(朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和3年朝霞市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年2月20日から施行する。

令和4年8月29日提出

朝霞市長 富岡 勝則